

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 浅井 敬子

I F R S をめぐる動向 第 94 回 資本の特徴を有する金融商品プロジェクト

( 44 頁)

## 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等での討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。IASB では、現在、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクト（以下、「FICE プロジェクト」という。）が進められています。昨年 12 月までの議論において、企業に対する請求権（claim）を負債と資本に区分する際のアプローチとして、「ガンマ・アプローチ」の開発に焦点を当てて取り組むことが仮決定され、現在、様々な金融商品に対するガンマ・アプローチの適用について議論が行われています。

今回は、2016 年 10 月～12 月の IASB 会議での議論の内容について解説します。FICE プロジェクトの概要やガンマ・アプローチの詳細など、2016 年 9 月までの IASB 会議での議論の内容については、本連載の第 91 回「IASB における資本の特徴を有する金融商品に関する議論について」（本誌 No. 3283）をご覧ください。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

## 2. 2016 年 10 月～12 月の IASB 会議での議論

IASB 会議では、以下のような金融商品に対するガンマ・アプローチの適用について議論が行われました。

### (1) 発行者に決済方法の選択肢が与えられている請求権（10 月審議）

#### ①発行者の選択により固定数の自社株式に転換できる転換社債

請求権のなかには、発行者に決済方法の選択肢が与えられている請求権があります。例えば、発行者の選択により固定数の自社株式に転換できる転換社債です。発行者は、自社株式への転換を選択することにより、現金の支払いを回避することができます。つま

り、経済的資源である現金の移転による決済（負債に分類される決済方法）か、固定数の自社株式への転換による決済（資本に分類される決済方法）のいずれかを選択できます。このような請求権に関して、発行者は資本に分類される決済方法を選択できるものの、負債に分類される決済方法を選択する経済的インセンティブ（economic incentives）が存在する状況もあります（例えば、自社株式の価値が現金の支払額を上回っている）。

会議では、発行者が資本に分類される決済方法を選択できるものの、負債に分類される決済方法を選択する経済的インセンティブが存在する場合には、当該請求権を負債に分類すべきか否かについて議論がなされました。議論の結果、負債と資本の分類において、このような経済的インセンティブは考慮しないことが仮決定されました。この仮決定は、IAS 第 32 号の経済的強制（economic compulsion）に関する結論（IAS 第 32 号 AG26 項）と類似しています。

また、IAS 第 32 号では、契約上の義務が明示的に定められていなくても、契約条件により間接的に義務が設定される場合があるとして、間接的に設定される義務（indirectly established obligation）の例が示されています。企業は現金もしくは自社株式のいずれかを引き渡すことにより発行した商品を決済できるが、自社株式は、その価値が現金の価値を十分に上回るように決定されているため、企業が現金で決済するであろうことが想定される場合です（IAS 第 32 号第 20 項（b））。間接的に設定される義務は、上記の経済的インセンティブまたは強制とは異なります。この間接的に設定される義務に関する規定は、ガンマ・アプローチにおいても維持されることが仮決定されました。

## ②発行者の選択により特定の日に償還できるが、償還されない場合には償還金額が増額していく優先株式、ならびに発行者の選択により利息の支払いを永久に繰り延べることができる累積型優先株式

ガンマ・アプローチのもとでは、請求権により経済的資源を移転する義務を負っているか否かだけでなく、請求権の決済に必要な経済的資源の金額が、負債と資本の分類の要件となっています。上記のような優先株式は、請求権の決済に必要な経済的資源の金額が企業の経済的資源（残余金額）とは独立しているため、請求権により経済的資源を移転する義務を負っているか否かに関わらず、負債に分類されます。このため、ガンマ・アプローチのもとでは、発行者が優先株式の償還を行う、あるいは、利息の支払いを行うことに対する経済的インセンティブの問題を考慮する必要がなく、負債と資本の分類の問題の解決が可能であると分析されています。

### (2) IAS 第 32 号第 16A 項から第 16D 項の例外（11 月審議）

IAS 第 32 号第 16A 項及び第 16B 項、または、第 16C 項及び第 16D 項の例外の要件を満たす金融商品は、清算前に経済的資源を移転する契約上の義務が発生するため、ガンマ・

アプローチのもとでは、負債に分類されると分析されています。このため、会議では、IAS 第 32 号第 16A 項から第 16D 項と同様の例外（すなわち、当該要件を満たす場合は、資本に分類する）が、ガンマ・アプローチのもとでも依然として必要であるか否かについて議論がなされました。議論の結果、当該例外が、ガンマ・アプローチのもとでも必要であるか否かについて意見を求めるため、ディスカッション・ペーパーにこの議論を含めることが仮決定されました。

### (3) 「企業自身の資本性金融商品」に係るデリバティブ（12月審議）

2016年7月のIASB会議において、ガンマ・アプローチのもとでは、企業自身の資本性金融商品（例えば、普通株式）の引き渡しにより決済されるデリバティブが資本に分類されるのは、以下の双方に該当する場合であることが仮決定されています。

(a) 固定額の現金または他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換により決済される（固定対固定の要件）

(b) 現物決済か純額株式決済のいずれかである

上記の双方に該当するデリバティブは、清算時以外の時点で経済的資源の移転が要求されず、請求権の金額が企業の残余金額のみに依存するという、ガンマ・アプローチにおいて資本に分類されるための2要件を満たすためです。

2016年12月のIASB会議では、デリバティブにガンマ・アプローチがどのように適用されるのか、とりわけ、特定の変数を伴うデリバティブが「残余金額のみに依存する」のか否かについて、スタッフから分析が示され、議論がなされました。

変数	スタッフの分析
貨幣の時間価値	行使価格が貨幣の時間価値に対する補償を反映するように変動する場合は、残余金額のみに依存しないことにはならない。ただし、レバレッジがかかっている場合や関連のない通貨の金利に連動している場合は、残余金額のみに依存しない。
通貨	企業の業績は、企業の機能通貨で測定されるため、行使価格が企業の機能通貨以外の通貨建てである場合は、残余金額のみに依存しない。
希薄化	発行済株式総数の増加による希薄化からデリバティブの保有者を保護するために行われる行使価格の調整のような希薄化防止条項は、当該条項の存在自体では、残余金額のみに依存しないことにはならない。問題は、当該条項によって、残余金額のみに依存しないデリバティブの金額の変動がもたらさ

	れる場合である。
資本性金融商品の保有者への分配	資本性金融商品の保有者へ分配がなされた場合に、分配による残余金額の減少を補てんするために行われる行使価格の調整は、残余金額のみに依存しないことにはならない。
残余金額の特定の構成要素への依存	残余金額のみに依存するためには、当該金額が残余金額以外の構成要素を含んでいてはならない。しかし、残余金額の構成要素であることは可能である。したがって、認識済みの純資産、未認識の純資産、または、純損益及びその他の包括利益合計により変動する場合は、残余金額のみに依存しているかもしれない。逆に、金利・税金・償却・減価償却控除前利益（EBITDA）により変動する場合は、残余金額のみに依存しない。EBITDAは、企業の経済的資源とは独立な費用項目を控除する前の金額であり、残余金額のみに依存する変数ではないからである。
非支配持分	非支配持分は、子会社の残余金額のみに依存しており、子会社の残余金額は、連結グループの残余金額の一部である。したがって、固定額の現金と交換に子会社の固定数の資本性金融商品を引き渡すデリバティブは、残余金額のみに依存する。
偶発事象	偶発事象の発生により、決済が行われるか否かだけが決定される場合は、残余金額のみに依存しないことにはならない。しかし、偶発事象の発生により、引き渡される資本性金融商品の数が変動するような場合（例えば、発生した場合は120株、発生しない場合は100株）は、残余金額のみに依存しない。

議論の結果、子会社が自身の資本性金融商品の引き渡しにより決済されるデリバティブを発行しており、行使価格が子会社の機能通貨建てであり、子会社の個別財務諸表では資本に分類されるが、親会社の機能通貨が子会社の機能通貨と異なる場合に、親会社の連結財務諸表ではどのように分類されることになるのか（つまり、外貨と非支配持分の組み合わせのケース）についての分析を行うようスタッフに指示がなされました。

### 3. 今後の予定

今後は、契約上の権利と義務の実質及び法律上及び規制上の要求事項との相互関係および資本性金融商品の認識・認識の中止・再分類について議論される予定です。また、

2017年1月19日現在のワークプランでは、6か月より後にディスカッション・ペーパーが公表される予定となっています。

なお、この文中記載は、すべてIASBのホームページ上で公表された情報に基づいております。このため、今後の審議会の審議内容によっては、ディスカッション・ペーパーを含む、今後公表される文書における内容と異なる可能性がありますのでご注意ください。